第1次佐久穂町行財政改革大綱

用語の説明

用語の説明は、地方財政小辞典及びウィキペディア等から引用しました。

・・あ行・・・

■一般財源(いっぱんざいげん)

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもののこと。一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などのことで、特に地方税、地方譲与税、地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

・・・か行・・・

■合併算定替(がっぺいさんていがえ)

合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法の通称である。合併の年度及びこれに続く 15 年度間(最初の10か年度間は合併前の交付税額を保障し、11 年度目以降は保障額を逓減させていく)に限り、合併関係市町村が各年度の4月1日現在においてなお合併前の区域をもって存続しているものと仮定して、各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合計額が、合併後の新市町村について一本算定した財源不足額よりも大きい場合には、その大きい方の財源不足額をもって当該新市町村の財源不足額とする特例である。

■合併特例債(合併特例債)

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う一定の基金の積立に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度(東日本大震災による影響が考慮され15年度に延長)に限り、地方財政法5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。財政措置は、充当率95%、交付税措置は70%である。合併特例債対象事業1億円に対して必要となる一般財源は3,350万円となる。一般財源=1億円-(1億円×0.95×0.7)

■基礎自治体

日本の地方自治体。行政区画として最小の単位で、基礎自治体と呼ばれている。東京 23 区は特別区として市町村と同じ単位として扱われる。そのため市町村と市区町村、どちらの呼称も同じ意味で使われる。政令指定都市内にある区は基礎自治体には入らない。全国に 1700 以上の市町村があり、47 都道府県のいずれかに所属している。

■義務的経費(ぎむてきけいひ)

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意 に節約できない経費をいい、きわめて硬直性の強い経費である。歳出のうち経 常経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費 の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、その中で も人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

■減債基金(げんさいききん)

地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第 241 条の規定に基づいて設けられる基金のひとつ。公債費は、地方公共団体の歳入の減少に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、公債費の増嵩が地方財政の弾力性を失わせ、住民福祉のための諸事業の実施に影響を及ぼすことが懸念される。そこで、公債費対策のため、公債費の償還を計画的に行うため設けられる基金の総称が減債基金である。

・・・さ行・・・

■財政調整基金(ざいせいちょうせいききん)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金のことで、地方自治法第241条に基づくもの。地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てをしておく必要がある。

■三位一体の改革(さんみいったいのかいかく)

平成 16 年度から 18 年度までの間、小泉内閣の構造改革の大方針の一つである「地方にできることは地方に」という理念の下、国庫補助負担金改革・税源移譲・地方交付税の見直しの3つを一体として行った改革のこと。

国庫補助負担金改革(約4.7兆円の減額)、所得税から住民税への税源移譲(約3兆円の増額)、地方交付税については、平成16年度から18年度までの3年間で、臨時財政対策債を含め約5.1兆円の抑制など地方歳出の見直しを通じた量的改革が行われたほか、地方公共団体の行う行政改革等への取組を促進するため、それらの費用も改革努力に応じて割増する行政改革インセンティブ算定の導入など質的改革を講じられた。

◇基本方針 2002 (平成 14 年 6 月)

「三位一体」という言葉が初めて使用され、「国庫補助負担金・交付税・税源 移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこ に至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後1年以内を目途にとりまとめる こと」とされた。

◇基本方針 2003 (平成 15 年 6 月)

国庫補助負担金について概ね 4 兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行うこと、地方交付税については地方財政計画の歳出を全般的に見直すことにより地方交付税総額を抑制することや不交付団体の人口の割合を大幅に高めること、廃止する国庫補助負担事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこと等の具体的な工程が示された。

◇基本方針 2004 (平成 16 年 6 月)

おおむね3 兆円規模の税源移譲を目指すことやその前提として地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案のとりまとめを要請すること、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すること等が決定された。

◇基本方針 2005 (平成 17 年 6 月)

税源移譲に結びつく改革を実施すること、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を実施すること等が決定された。

◇基本方針 2006 (平成 18 年 6 月)

関係法令の一括した見直し等による国と地方の役割分担の見直しや国の関与、 補助金の廃止・縮減等を諮ることが明記された。

■自主財源(じしゅざいげん)

地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税・分担金及び負担金・使用料・手数料・財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入のことをいう。

■人件費(じんけんひ)

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる一切の経費をいう。人件費に属するものとしては、議員報酬・各種委員報酬・特別職給与・職員給・地方公務員共済組合負担金・退職金等がある。

■総合支所方式(そうごうししょほうしき)

管理部門や議会をのぞき、各庁舎は合併以前の機能を持つ。従来の庁舎機能をほぼそのまま残しているため、合併による事務効率化が図りにくい。このため合併時の混乱や行政サービス低下を防ぐための暫定的措置とも言える。

・・・た行・・・

■地域主権(ちいきしゅけん)

近年、国から地方公共団体へ権限の移譲を推進することに主眼を置いた「地方分権」から、地域のことは地域で住む住民が決める「地域主権」の確立に向

けた改革が進められており、行政運営を行ううえで一層の自立性が求められています。

■地方自治体(地方公共団体)

一の地域と住民からなり、その地域内において、自治権に基づき、公の行政を行うことを目的とする公共団体。地方自治法により人格を認められた公法人で、都道府県及び市町村の普通地方公共団体と、特別区、地方公共団体の『組合、財産区、地方開発事業団の特別地方公共団体とがある。

■投資的経費(とうしてきけいひ)

道路・橋りょう・学校・公営住宅等の建設等に要する経費のことで、普通建 事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費からなる。

・・・は行・・・

■PDCAサイクル(ぴーでぃーしーえーさいくる)

企業が行う一連の活動を、それぞれ Plan-Do-Check-Action (PDCA) という観点から管理するフレームワーク。

①Plan:まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。 ②Do:組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。 ③Check:途中で成果を測定・評価する。 ④Action:必要に応じて修正を加える。 一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

■分庁方式(ぶんちょうほうしき)

本庁を1か所設置し、本庁に総務課などの管理部門や町長室、議会等を置き、 その他の庁舎に産業振興課、保健福祉課など各部門を設置する方式のこと。またそれぞれの庁舎には支所機能として窓口的な機能を置く。

■本庁方式(ほんちょうほうしき)

本庁 1 か所に行政機構・組織を集約し、その他の庁舎は支所として窓口的な機能のみを持つ方式のこと。

・・・や行・・・

■予算・決算の性質別分類(よさん・けっさんのせいしつべつぶんるい)

地方公共団体の経費について経済的性質を基準として、人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等・普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費・公債費・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金及び前年度繰上充用金に分類すること。